

省内事業仕分け・行政刷新会議 WGにおける仕分け結果

(独立行政法人)

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（調査研究）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 他の研究分野との関連を考えた上での効率化が必要。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 当該業務は、自治体等で実施可。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- この研究所で行うべき研究については、他の研究機関ではできないものを取りあげるべきであり、独自性を明確にする必要がある。他の機関でできることについて、多額の予算をかけて行う必要はない。たとえば、平成22年度の調査研究事業についても、各研究の予算も大きすぎるように思われ、またこの研究所でなければならないことなのかどうかも不明である。
- 研究プログラムは多岐にわたり国民の健康に対して大事なことであるが、抱え込みすぎる感がある。プログラムの選定見直し重点化を図り、法人が行なうべき研究に絞る。大学等へ移管することで次世代の研究者の育成もできる。
- 大学や企業との共同研究に際しての当研究所の役割を明確化する。研究実績に対する貢献度を明確にする。(例)大学：当研究所＝80%：20%

1-② 事務・事業（健康増進法に基づく業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 事業そのものについて民間分野でも可能なものと考えられる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- 調査の実行は、ほかにまかせるにしても標準化が必要で、そのための企画・分析は担ってもよい。食品の試験業務は民間に委託しても可能。
- 消費者庁との連携を効果的にすべき。
- 健康に関わる全国的統計は大事なデータである。ここの研究所ではできない事業に集中すべき。
- できるだけルーティン化し、コストミニマムを目指すこと。

1-③ 事務・事業（栄養情報担当者（NR）制度）

改革案では不十分	3人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

・ 民間の業界団体でも可能であり、そのサポートを行えば十分である。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

・ NR制度の自体の見直し。NR制度が国民に対し何がメリットか明確に。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	1人	①廃止
	3人	②他独法との統合・移管
6人	2人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 国民の健康増進は不可欠な社会事業であるがそのためには教育、農政、消費など他の分野と連携が必須。そのために DataCenter が必要である。
- ・ 早期に医薬基盤研究所との統合を準備すべき。時代の変化の中で一定の役割を果たしたのではないかと考える。研究を担う研究所を国家全体として考える必要がある。
- ・ 健康増進は、医療費削減にも繋がる大事なことである。医薬基盤研究所との統合で、法人として行うべき研究、事業に絞り込む。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 統合後の組織体制では、現在の現役出向職員の処遇がどうなるのか不明。管理部門について出向者が必要なのかどうか見直しをすべき。
- ・ （独）医薬基盤研究所との統合に際しては、特に理事を含め、管理部門の大幅な人員削減（半減）を実現すること。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働安全衛生研究所）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（労働安全衛生に関する調査研究）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

厚生省が、委員会を立ち上げ調査研究を実施するか、もしくは、民間研究機関へ研究費を交付することで、より効率的、効果的な研究成果が期待できる。

公金を使った調査研究は、ただ研究を行い、その結果を公表すればいいというものではなく、研究テーマの設定、その結果の公表方法において国民の納得感が得られるものでなくてはならない。

しかしながら、当該研究所の「研究成果」のひとつ、パソコン利用のアクション・チェックポイント」は果たして「我が国唯一の行政ミッション型研究機関」の研究成果としては、理解に苦しむ内容である。研究所からは、言外に「各種調査に基づいた文書であり、科学的な分析がほどこされている」といった主張がなされていたが、その誇るべき成果が、第三者の普通の理解力で読み取れないということは、この主張もまた研究所の自己満足に過ぎないとの評価が成り立つ。

同研究所が仕分け人に提出した「説明資料」にある外国研究機関のうち、英国のケースを調べてみると、同研究所は英国国民の労働環境の権利を保全するための研究を行い、どんな結果が得られ、さらには労働環境がどのように改善されたかを、毎年度の「年次報告書」で明らかにしている。結果の伴ったこのような取り組みと比較して、同研究所の研究姿勢はいかにも見劣りがする。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 国民に対して透明性が高く納得性のある研究テーマを実施し、効果を示すべき。この程度のもなら大学へ委託すればすむものではないか。これ以上の経費削減は無理であり、人員削減しかない。その点現実的にはニーズのあるところに業務を移管していくことが考えられる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 競争的研究資金および受託研究費の積極的獲得が必要である。予防に結びつく研究が必要。
- 受託研究の比率があまりにも低い。研究能力のある企業が行った研究成果を確認・普及するといった取組みへの転換も考える必要がある。
- 外部との協力、統合、大学委託等を要検討。
- この研究所での業務がどれだけ労働災害の予防につながっているか疑問がある。現在の研究内容についてゼロベースで見直しを図ることが必要。すなわち、ここでやらなかったら何が困るのか、ほかに代替できるところはないのか。労働災害の中期削減目標に対してどう役立っていくのかの道筋を明確に示すことも必要である。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	1人	①廃止
	4人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 0人	1人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)

<具体的な意見>

【①廃止】

厚労省からの現役出向者が20名もいるということは、当該研究所が独自に運営できないか、もしくは、厚労省の人事ローテーションの中で、ポスト不足を解消するために利用されているとしか考えられず、存在意義を見い出せない。

質問への研究所の答弁からは、受託収入(政府受託研究収入&民間受託研究収入)を伸ばすための具体的プランを持ち合わせているとは思えなかった。

社会的要請のある研究に対しては、直接、厚生労働省から大学や民間の研究機関に研究費を交付することで、十分な成果が得られるのではないかと考える。

【②他独法との統合・移管】

- 他独法へ移管して業務の効率化を図るか又は自己収入を高めるべき。本独法の社会的意義が高いだけにニーズがあるはずである。
- 安全・健康をキーワードにした研究機関が多数存在する。健康はすべての総和であることを考えると、対象分野ごとに別個に存在させることは、有効ではない。類似機関との統合を、省庁を越えて積極的に進めるべき。
- 長期的には、2カ所に分散している施設を1つに統合するべき。また、他組織(厚生労働省以外も含め)との協力、統合を検討すべき。
- 他の研究機関と統合して総合的な研究を進める方が、労働安全衛生に資するところが大きいと感じる。国土交通省、消防庁、経産省などの関連機関と組織横断的な研究機関に統合し、研究内容や情報の共有と分析、及び体系的な労働衛生安全の促進に努めるべき(※)。メンタルヘルスに関しては、類似の研究を実施している機関は他にもあり、当研究所で続けることの意義を感じない。

※ 省庁間で情報が分断されていたために、アスベスト規制など問題解決の対応が大幅に遅れた例がある。

厚生労働省省内事業仕分け (独立行政法人勤労者退職金共済機構)
仕分け人(6名)の評決結果

1 事務・事業(中小企業退職金共済事業)

改革案では不十分 5人	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
改革案が妥当 1人	5人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 清退共、林退共、建退共の一体的な業務運営の見直しが必要ではないか。
- ・ 組織としてより効率的運用をより目指すべきであり、コスト削減を徹底すべき。また、組織としての事業計画をもっと精確に行うべきではないか。
- ・ 補助金削減に見合ったコスト削減が実施されず、共済掛け金に管理費負担を転嫁していないか。徹底的なコスト削減を実施された上で、未請求問題へも迅速に対応を進めるべき。
- ・ 加入促進の具体策が不明確。また同時に徹底して、未請求者フォローを効率的にやれる仕組みを。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）
仕分け人（6名）の評決結果と対応策

2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	0人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 0人	5人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
		—

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- 法人に占める管理部門のコスト(12.5%)が高すぎる。
- 運用環境厳しい折から、管理部門のコスト削減の為、一層の組織のスリム化を進めるべき。
- 住基ネットの活用も含め、積極的にITを利用し、コスト削減に努力されたい。
- 中小企業関係者の退職金共済制度を一本化(当面は一元管理)することにより、管理コストの軽減が期待できる。中小企業基盤整備機構との統合を視野に検討すべき。
- 徹底したスリム化を目指すべき。資産の生かし方、付加価値。運用リスクの軽減化。
- 透明性のある資産運営委員会の運営とその監視(モニタリング)の徹底。

1-① 事務・事業(高齢者雇用支援業務)

改革案では不十分 5人	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	2人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
改革案が妥当 1人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
		—

<具体的な意見>

【③事業効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- 地域情報は地方があるので各自治体に任せるべき

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- 高齢者スキルの発掘と企業へのマッチングが基本。アドバイザーの精度アップを。
- ハローワーク移管は困難だと思うが、利用者の利便を考えるとワンストップサービスを強化すべきところはないか。
- 助成金に関する経費の削減を行いうる仕組みづくりが必要。また、独法の中でないといけないことの切り分けも必要。

1-② 事務・事業（障害者職業センターにおける職業リハビリテーション）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 4人		—

<具体的な意見>

【改革案が妥当】

- ・ 更なる情報、技法の浸透を望む。
- ・ 各地域と十分な連携をとりながら事業をさらに推進してほしい。

1-③ 事務・事業（職業能力開発校）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 4人		—

<具体的な意見>

【改革案が妥当】

- ・ さらに専門性を高めるとともに学校、病院、家庭などの連携を強化してほしい。発達障害者等への対応は特に重要。専門カウンセラーの養成と活用も充実してほしい。

1-④事務・事業（障害者雇用納付金制度に関する業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	2人	—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 地域実情に合わせて徴収、給付すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 基金が減少している中で、その事業継続に対する仕組みづくりが必要。
- ・ 納入金で運営する方式は見直すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
	4人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当	2人	—

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 雇用・能力開発機構の人員削減が課題。
- ・ 本部の集約化を中心にしてより効率化を行うことが必要。それに伴う人員の削減、資産売却も可能。
- ・ 管理部門の効率化を期待したい。
- ・ そもそも独立行政法人としての在り方自体が問われている状況にあると考えられる。独法とすることそのものが問われていると考える。
- ・ 組織のスリム化として管理部門209人が20人削減は少なすぎる。

【改革案が妥当】

- ・ 社会に必要な不可欠な機能である。理事長をはじめとする担当責任者の働きに期待する。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人福祉医療機構）

仕分け人（9名）の評決結果

1-① 事務・事業（福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	4人	—

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 貸付事業のノウハウ等も含めて日本政策金融公庫等に移管することは不可能ではない。特に、福祉貸付については、供給主体の多様化が図られる中で、社会福祉法人のみに有利な貸付制度を設けることの是非を議論する必要がある。新たな枠組みに作り直しても良いのではないか。
- 経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。
- 貸付事業（福祉貸付・医療貸付）は、日本政策金融公庫に移管すべき。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 福祉医療機構が貸付・経営支援事業を行うことが本当に効率的なのかが不明であった。事業は日本政策金融公庫、民間等でも可能ではないのか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 財務内容が判断できる資料を公表せず（少なくともこの場で、あるいは国民に対して）、改革案を提示されても、果たして適正か否か、あるいは必要、充分かについて判断できない。但し、大阪支店廃止は当然であり、貸付事業についても日本政策金融公庫への移管が積極的に検討されるべきものと思われる。
- 介護・医療は保険制度で行われており、他の事業とは性格が異なり収益事業ではないため、独自の機構としての存続が望ましい。

【改革案が妥当】

- 福祉貸付事業の改革については、社会福祉法人改革（お金がかからない法人設立）と抱き合わせで検討すべき。できるならば、草の根な団体など、資金力がない団体の法人化をバックアップする役割を担ってほしい。
- 更に専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。社会医療法人制度の推進が望ましい。また、有事の時の対応の強化を図ってほしい。

1-② 事務・事業（年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
7人	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度を運用しているので、福祉医療機構が年金担保貸付を行う必要はない。この貸付制度については弊害が指摘されているところもあるので、福祉を目的とする機構がこのような事業を継続することは好ましくなく、廃止すべきである。
- ・ 提出された改革案は妥当と考えられるが、そもそも制度論として年金担保貸付事業の妥当性につき十分検証すべき。その結果によっては、事業の廃止もあり得る。
- ・ 年金担保融資について、現状の問題点が指摘されているが、どのような改革が検討されているかが提示されていない。そうであれば、制度自体が廃止されるべきものと思われるが、現在利用している人々、将来同じ制度を必要とする人々のことを考慮し、これに替わる制度が検討されるべき。
- ・ 年金担保貸付事業は問題が多いので、制度そのものを廃止するのが妥当

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 生活保護受給に対する対策を、さらに見直す必要がある。
- ・ 制度そのもの見直しが必要なのではないか。

1-③ 事務・事業（福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業)

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	2人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
5人	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 4人		

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管した方が、より良い情報を整備できるのではないか。
- ・ WAMNET 事業は、厚生労働省へ移管して実施するのが妥当

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 利用頻度が高いことから、民間への譲渡又は委託によって、むしろ質の高いものになると考えられる。認可制でよいのではないか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 来年は、厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。

【改革案が妥当】

- ・ 内容を一層充実してほしい。
- ・ C案を支持します。WAMNET 事業は有益。法定受託事務ではなく、自治事務である領域に日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。ただし、情報は一元的ではなく、多元的に提供されるのが望ましく、全国ネットで公法人が行うことがあっても良い。

1-④事務・事業（退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
0人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 9人		—

<具体的な意見>

【改革案が妥当】

- ・ 退職手当共済事業の財源見直しは十分検証し、公表してもらいたい。
- ・ 現状では不可欠であり、むしろ変更することにより混乱が生じるリスクがある。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
6人	5人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 3人		—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 福祉貸付、医療貸付は、民間、日本政策金融公庫へ移管し、WAMNETは国へ移管すべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 管理部門が大きすぎるように思われるので、さらに整理をすべき。
- ・ 事業の移管・廃止の如何による。
- ・ 財務内容の検討、役員構成（経歴・役割・報酬）の検証を前提としてはじめて具体的な見直しについて意見が言えるが、その前提を欠いた状況の下では、大阪支店の廃止、貸付事業に係る日本政策金融公庫への移管の積極的な検討等といった指摘にとどまらざるをえない。
- ・ WAMNETの民間譲渡又は委託が望ましい。【再掲】
- ・ 独自の役割があり組織が大きいために、他との統合・移管は望ましくない。
- ・ 更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。

【改革案が妥当】

- ・ 日常の業務で入手できる情報の積極的後利用を進めてほしい。医療福祉機関の管理者の育成も担えないか。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働政策研究・研修機構）
仕分け人（9名）の評決結果

トワーク形成等検討することが必要と思われ、その結論として①もあり得るように思われる。

1-① 事務・事業（労働政策研究）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 3人		—

【改革案が妥当】

- ・研究の公平・中立が求められる政策研究の必要性が認められる。
- ・更に研究の内容を充実することを望み、また国際比較も積極的に行ってほしい。

<具体的な意見>

【②事業効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・独立行政法人にふさわしい（国からの財政支出に頼らない）自助努力が必要。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・当該法人が「政策研究」を行う必要性がなく、民間（大学など）へ委託して「政策研究」を継続するのがよいと思われる。
- ・当該法人が独自に研究を全て行う必要があるだろうか。むしろ大学教員等に委託する方法も検討すべきである。研究部門に事務職が多い理由も不明。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・研究テーマを示し、競争的研究資金とし、研究者を公募する方がより研究成果が得られると考えられる。「網羅的」「重点的」調査研究については、内閣府での調査や大臣官房の統計情報部での調整、既存の統計データベースとの調整が必要ではないか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・管理・事務部門の効率化を図る余地はないのか。労働政策と社会保障政策の接点の政策研究が切実に求められている中で、どこが担うのか。厚労省（国）としての政策ビジョンを持つべきではないか。JILPTとしても踏み込みが足りないと感じる（労働政策研究の固有性を否定するものではない）。労使から中立性を持つ JILPT のようなシンクタンクの存在自体は高く評価。
- ・国家戦略の基本となる労働政策の検証と新政策確立のために不可欠な研究を担う機構の維持・充足・発展を追求することを基本とする考え方に立つが、実態について理解欠くため意見出せない。しかし、他の研究機関との統合や大学等同じ研究室とのネッ

1-② 事務・事業（労働行政担当職員研修（労働大学校））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当	3人	—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・労働大学校の土地・建物を売却して、国が研修を行うべきであると思われる。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・自治体にも職員研修機能はあり、国では独法が担うとする社会的意義が理解できない。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・独自に宿舍・研修所を持つのではなく、国の職員に対する研修所を共有すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・宿泊施設の効率的運用をより強化すべきではないか。
- ・敷地等の規模の見直しはあり得るかもしれない。研修にも狭義の労働政策では取まりきらない社会保障に関する内容が不可欠となっている以上、そうしたことを教授できる研究の蓄積等を持たざるを得ないのではないか。
- ・労働行政職員研修の拡充は必須のテーマであると受け止めるが、現状についての厳しい検証の上、他省庁の研修との統合や効率化、一部不動産の処分等検討が求められるように思われる。しかし、実態が不明のため、具体的に②～⑤までについて判断不可。

【改革案が妥当】

- ・教育の量と質も十分に考慮して欲しい。宿泊施設は不要ではないか。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	2人	②他独法との統合・移管
	7人	5人 ③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当	2人	—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・独立した独法としての存在意義が十分に理解できない。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・管理部門をさらにスリム化すべき。労働大学校の施設については、ここまでの大きさ、規模が必要か、さらに検討する必要がある。
- ・一層の人員削減による効率化・合理化に努めるべき。
- ・さらに給料を下げ人員を削減すべきである。
- ・研究所と大学校とが一組織にある利点がある組織とすることが必要。
- ・独法の事業について、最低年1回、出来れば年2回以上主権者である国民と政府に対し、年間あるいは半期の事業計画と予算、事業報告と決算、そして事業の総括を発表し、評価を得るとともに、責任を明確にすることが必要だというのが実感。民間であれば、例えば株主総会、評議員会、総会等で株主等に対して当然のこととして行われていることとの比較で、組織運営体制の改革が検討されるべきではないかと考える。

【改革案が妥当】

- ・人口減少が進み経済が成熟期に入った今日、雇用制度の多様化は極めて大切である。他の国所管の政策研究機関と独法等と一層の連携・情報交換を行ってほしい。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人雇用・能力開発機構）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（職業能力開発総合大学校）

改革案では不十分	3人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・教育、能力開発は、民間事業者でも十分にできる。これまでに（雇用・能力開発機構に）使ってきた財源を奨学金という形で社会に提供することが適当ではないか。学校法人化して、完全に民営化することもありうるのではないか。
- ・機構が果たしてきたセーフティネットとしての役割は理解できる。運営財源である保険料の大部分が人件費その他経費で取られており、そういう意味で国として独立行政法人として行っていく価値があるのか、存在理由があるのか疑問。そもそもやりたがらない公共性の高い事業ではない。雇用保険を財源とし、4年制大学を運営する価値と必要性が認められない。
- ・在学生の履修の為に指導者訓練に特化し「小平」校に統合し、時期を見て民営化する。総合大学は廃止し、当該施設は競争入札で売却。
- ・ものづくりの指導員を養成するという事業の意味そのものが薄れてきている。このことに対して、あまり説得的な説明がなかった。業務は必要ないとは思わないが、組織として行う必要があるのか。民間や地方で代替する手段を考えていくべき。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・業務ごとのコスト分析など事業自体のリアリティが明確に分からない。数値に裏付けられた具体的な事業の効果を具体的に示す必要がある。説明も抽象的で数値もぼやけている。国民にとって本当に必要な事業なのか、というのがなかなか分かりにくい。企業立大学に補助金を出せば、不採算事業でも、（職業訓練指導員の育成などに）取り組もうとする法人もあるのではないか。取り組む事業の社会的意義・効果を国民が分かりやすい形で示すべき。

- 【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】
 - ・小平校に統合した後に、養成訓練機能を4年課程から2年課程として残す。養成効率を高める必要がある。他の教育機関（大学や専門学校）と、学生数 vs 教職員数、間接要因比率などを対比して、向上に努めていただきたい。

【改革案が妥当】

- ・今後の産業構造・職業構造の変化に対して指導員の専門分野を柔軟に対応できるように過程を見直す必要がある。ものづくりに対する指導員数そのものも見直しが必要。

1-② 事務・事業（職業能力開発促進センター・職業能力開発大学校）

改革案では不十分	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

・ハローワークでも民間を活用し、外部委託するなどして訓練を実施している。都道府県にも訓練センターがある。ここでも高度な職業訓練を行っている。民間の職業訓練もたくさんある。国は助成金を支給するなどしてもっと民間を活用すべき。民間活力にもつながるのではないかと。
 事業者への助成・補助金対策と、職業訓練受講生・求職者への給付・助成事業はハローワークに一本化する。ハローワークの組織・機能を拡充すれば充分に対応できる。ハローワークを窓口にして民間の職業訓練機関をフルに活用すべきである。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

・職業教育自体は、非常に重要であると認識している。施設、教育内容について、カリキュラムの優位性は、ポリテクカレッジにはある。他の機関に対するユニークさはあるので、ニーズに対する育成効果を測りながら、効率の高い運営を進めるべき。

中長期的にはポリテクカレッジの学科構成と教区内容は時代の要請に応えたものに進化させることが必要である。

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）は都道府県に同じ役割のものがあるので（宇都宮などは同じ場所に共存している）地方に移管すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

・再訓練に重点化していくことは重要だが、重点化、強化させていくことの効果についてどこまで十分に検証されているのか。具体的な成果を示すことがないままに、何を充実させると言っても、新たに資源を投入することにならないのではないか。再訓練を強化していくことについても、民間企業でも代替していくということを含めて、検討すべき。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	2人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
5人	3人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当	1人	

<具体的な意見>

【①廃止】

・雇用の確保、能力の確保は社会的に非常に大切だが、官の流れをくむ雇用・能力開発機構が行われなければならない理由について、説得力が欠けている。
 ・資格制度があるとすれば、当該資格を官の資格とするか、民の資格とするかは、考えなければならない。
 現業はできるだけ民間業者に任せる。行政は、政策の普及に徹することが原則。
 ・機構自らが訓練事業を民間に委託している事実からも丸投げしながら独法の異議を語るのは可笑しい。歴史の趨勢に伴い、時代に即した行政改革が求められる。その点から言えば当該機構は、既にその働き機能の終焉を迎えようとしている。
 職業訓練事業は高齢・障害者雇用支援機構に統合。住宅融資などは勤労者退職金共済機構に移管などの意見もあるが、本来、費用対効果から見ても無駄な事業を他独法に融合させても効果は上がらないし緊急避難的な配分は、一時的な職員救済にしか見られない。ここは事業仕分けの大儀に則し断固たる姿勢が求められる。
 開発大学・ポリテクセンター等は、自治体・民間に条件付きで移譲又は委託。
 その他の機構の施設はすべて廃止又は売却とする。
 これでむしろ民間活力が増大し雇用環境にも良い影響を与えるものと思う。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

・次のような観点でのさらなる見直しが必要。
 法人の役割見直しに伴う組織のスリム化
 育成ニーズと合致度：応募倍率、求人倍率、達成スキル、企業満足度
 運営効率：学生 vs 教員比率、運営費用 vs 学生数、カバーエリア vs 学定員学生数 vs 敷地面積など

【改革案が妥当】

・経費節減に一層努力すべき。

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働者健康福祉機構）
仕分け人（6名）の評決結果と対応策

1-① 事務・事業（労災病院事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
5人	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- 臨床データの収集分析を行う基幹病院として2病院程度残し、大部分は自主経営にすべき。
- 各病院を独立させ、社会医療法人化する。そして、労災疾病の情報に関しては、残存組織に報告義務とする。なお、従来の診療機能の特徴は各病院の自主性に任せることは可能である。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 臨床研究、情報収集・分析等については、国がまとめて統括すべき。
- 労災病院における労災患者比率は5%であることから、治療部門は普通の病院として独立させるべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- 30病院がネットワークとして全体的に効率化していく改革案を検討する必要があるのではないが。
- 労災病院の労災に関わる機能を集約化することが必要。一方、その他については、地域病院として転化することも選択肢であると考えられる。

1-② 事務・事業（労災リハビリ作業所など労災病院事業に関連する事業）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	2人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	2人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校は廃止。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- 総合せき損センターは国へ移管、看護専門学校は民間へ譲渡すべき。
- 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校等は、各地域かつ各病院に委ねる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- より効率化を行うことが求められる。

1-③ 事務・事業（産業保健推進センター事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	3人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 地域密着、現場重視にする必要。
- ・ 産業保健推進センターと地域産業保健センターは統合すべき。
- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。【再掲】

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 機能の重複が存在する中で、統合を行うことが必要。また、地域の中での在り方の再編も必要となる。

【改革案が妥当】

- ・ そもそも3分の1に削減して機能が果たせるのか検証が必要。

1-④事務・事業（未払賃金の立替払事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	2人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管すべき。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 生活に身近な自治体へ移管する。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ より効率的な運営を行うようにすることが求められる。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 4人	1人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
改革案が妥当 2人	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産・組織など)

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 労災病院、看護専門学校は民営化、産業保健推進センターは他の組織と統合すべき。その他の事業は国又は自治体が引き取るべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産・組織など)】

- ・ 人員削減ロードマップを明確にする必要。
- ・ 役員報酬の大幅ダウンによる率先模範を示すべき。
- ・ 労災病院の機能の集約及び産業保健推進センターの統合をその目的に沿って行うことが必要である。
- ・ 産業保健の推進、普及、情報収集・分析、提供等の機能を集約し、地方機能はすべて地方に移管する。日本医師会等と協力し、産業医養成、予防医療等は推進する。現業は残さない。

厚生労働省省内事業仕分け (独立行政法人国立病院機構)
仕分け人(9名)の評決結果

1-① 事務・事業(国立病院における診療事業)

改革案では不十分 4人	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
改革案が妥当 5人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)

<具体的な意見>

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ セイフティネットを行う施設以外は、国の独立行政法人で行う必要はない。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 政策医療、地域医療の重要性は理解できる。しかし、全国ネットワークで行う必要性は理解できない。分割し、地域毎にネットワークを再組織化すべき。また、職員の兼業や派遣を行うことは、本当に良いことなのかは不明。
- ・ 本来は144病院が各地域で果たす機能は異なる。それぞれの病院にどのような機能を残すべきか。充実させるべきかを詳細に分析した上で、方向性を見直すべき。その上で30億という削減が妥当なのか。(場合によってはそれほど削減しては住民が不利益を被る。) ことも考えなくてはならない。
- ・ 政策医療は、独法独自の事業として位置づけつつ、旧国立病院、旧療養所全てを単一の機構として維持する必要性、合理性について検証する必要がある。特に地域医療については、大学病院・民間病院等各地域の医療機関とのネットワークで地域住民のニーズに応えるには、独法を各ブロックに分割することも含めてその在り方を検討すべき。

1-② 事務・事業（臨床研究事業）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
1人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 8人		

<具体的な意見>

【① 事業そのものを廃止】

- ・ 受託研究は、臨床研究として資金の支払い対象ではない。

【改革案が妥当】

- ・ 臨床研究ができるということで優秀な山が集まるから。地域の拠点的機能を担う病院として医師の専門性の確保は不可欠だと思う。ただし、効率性についてはかなりの見直し、改善の余地はある。

1-③ 事務・事業（教育研修事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 7人		

<具体的な意見>

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ 教育研修事業は、医大、看護協会、看護大学等へ委託すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 看護教育はより論議をすべき。医師臨床研修医は、国の制度として行われているので機構独自のものではない。

1-④事務・事業（入札改革）

改革案では不十分	—
5人	
改革案が妥当	—
3人	

<具体的な意見>

- ・ 随意契約を徹底廃止
- ・ 随意契約や一者応札の解消に向けてもっと熱心に改革を進めるべき。
- ・ さらなる努力を求めたい。
- ・ 改革案は、一般論としては、当然ながら妥当であるが随意契約が多数にのぼる現状について、その原因と改革可能性とその具体的方針について分析・提案が検討されるべき

2 組織・運営体制

改革案では不十分	1人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
8人	7人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当	1人	—

<具体的な意見>

- 【①廃止】
 - ・ 地域毎に分割し、一部の施設は廃止。一部の施設は自治体・民間に移管するのが適当。カバナンスは、人事権が必要であり、病院長が事務、看護師、技師の人事権を持つべき
- 【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】
 - ・ 地域（ブロック）毎に独法を分割。
 - ・ 管理部門の資料が不足しているようで、若干わかりにくかったため、この点の改革案が見えない。
 - ・ 地域別の組織に再編すべき。
 - ・ 144病院を掲げた大きな病院チェーンがイコール・プットィングとして他の病院にはるか有利な存在になっている。将来の社会医療法人化等、組織の廃止、分割、各病院の独立を含め、適時実行してほしい。
 - ・ 地域に密着した医療を推進するため、地域ブロック化（分割化）を追求すべき。
 - ・ 144病院は、多すぎる。また、チェーン展開せずにいくつかのブロックに分けるべき。
 - ・ 国組織を前提にどう改革するかを考えるのか。全国いくつかのブロックに分割し、その組織・運営体制を考えるのか。後者の方策を選択したとき、どれだけ効率的な組織運営になるのかの検討が行われるべき

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人医薬品医療機構総合機構）
仕分け人（6名）の評決結果

1-① 事務・事業（審査関連業務（医薬品））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 国際的ハーモナイゼーションを一層充実して、同時に知的財産を国家として効果的に管理してほしい。
- ・ 審査に日本版グローバルスタンダードの観点を入れるべき（制度面を含む。）
- ・ 内部留保を精査すべき。使途明確化、透明性の向上。
- ・ 国際的ハーモナイゼーションを拡大する必要。海外に向けた審査のアピールも可能ではないか。こうした分野での国際活動を高めるべきであり、そうした発想が必要。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 4%の財政支出はゼロでも運営できるのではないか。

1-② 事務・事業（審査関連業務（医療機器））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	4人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 国際的ハーモナイゼーションを一層充実して、同時に知的財産を国家として効果的に管理してほしい。
- ・ 期間短縮を進める。
- ・ よいガイドラインを提示することによって、個別の認証を減少させることが必要。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 人員増と審査期間短縮をリンクして確実に実施してほしい。
- ・ 審査期間が長いということは、単にデバイスラグに止まらず、国内の医療機器メーカーの開発意欲を低下させ輸入品に頼るため、医療の自給率低下にも繋がっている。医療産業育成と雇用促進に向けても審査期間短縮は大事なことである。

1-③ 事務・事業（安全対策業務）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
2人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 4人		

<具体的な意見>

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 人員増が達成されなかったとのことであるが、安全対策に必要な人員を確保し、安全性の確保をお願いしたい。
- ・ 医療機能評価機構が行なっている医療事故情報収集を一層有効活用し、事故が生じ難い仕組み作りをお願いしたい。後追いの対策にならないように。

【改革案が妥当】

- ・ 副作用情報だけでなく、事故情報を収集するのであれば、他の機関との連携が必要。

1-④事務・事業（健康被害救済事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
1人	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 5人		

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 財政支出を受ける必要がある事業があるならば、その部分だけ国へ事業を移管したらどうか。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
4人	4人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当		
2人		

<具体的な意見>

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 現役出向・嘱託職員が多すぎるとされる。機構内の人材育成体制を強化し、若手を登用することにより、出向・嘱託を早期に減らして、効率の良い職員配置をするべきである。
- ・ リースと所有の基準と数値目標の策定
- ・ 人件費の説明力の向上
- ・ よりグローバルなハーモナイゼーションに沿った組織作り。同時に大学との連携による広がりを進める必要がある。
- ・ 目標値のより明確化が必要。
- ・ 更なる人、金の投入の重点化。
- ・ 4%程度の財政支出は、法人の努力でゼロでも運営できるのではないか。

【改革案が妥当】

- ・ 特に(案)に示されている人材改革において国際交流、連携大学院構想の専門家の教育等は積極的に推進してほしい。
- ・ 独占事業としての責任を持ち続けてほしい。
- ・ 増員計画を一刻も早く実現するべく最大限努力すること。

厚生労働省省内事業仕分け (独立行政法人医薬基盤研究所)
仕分け人(6名)の評決結果

1-① 事務・事業(基盤的技術研究)

	2人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
改革案では不十分	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当		
1人		

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 予算配分の仕組みを変えれば、他の機関(大学等)においても目的達成は可能と思われる。
- ・ 法人を統合し、この法人でのみ必要な研究にしぼる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ この研究所として取り組むべき研究について、大学等の他の研究機関でできないものか否か再検討すべきである。補助金の交付等に対応した方が合理的なものあるいはそれで足りるものもあると思われる。
- ・ 他の組織と統合したうえで、この事業の役割分担を再考するべきではないか。
- ・ “「橋渡し」の分野の技術”の定義を明確にし、大学、企業が担う分野との線引きを明確にすること。
- ・ 各テーマに対する貢献度を明確にする。

(例)「大学」:「当研究所」:「企業」=50%:10%:40%

1-② 事務・事業（生物資源研究）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 他の機関で目的達成できる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 国立健康・栄養研究所との統合・整理

1-③ 事務・事業（研究開発振興事業（基礎研究推進事業・実用化研究支援事業・希少疾病用医薬品等開発振興事業））

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	3人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)
改革案が妥当 0人		—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 他の機関で目的達成できる。

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国と重複している事業は国にもどしたらどうか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 現実的に沿った対応が必要である。
- ・ 希少疾病用医薬品等振興事業などは、この法人がやるべき事業と思われる。

1-④事務・事業（承継事業（出融資事業）【経過事業】）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 早期に承継事業を整理した上で、国庫への返却が必要。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 出資金の精算をすべきである。

2 組織・運営体制

改革案では不十分	0人	①廃止
	4人	②他独法との統合・移管
6人	2人	③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）
改革案が妥当	0人	—

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 現業はできるだけ手放して情報センター化すべきで、国内外ともに情報の収集、分析、活用する大きな視点で、米国のNIH的な機関を設立し、その一部となることがあり得る。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合を進める準備が必要。
- ・ 国立健康・栄養研究所との統合・整理

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 管理部門が多すぎると思われるので見直しが必要。
- ・ 余剰資産を返金すべき。

ワーキンググループB

(事業番号) B-4

(項目名) 地方組織

(法人名) 労働者健康福祉機構

- (1) 産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)
- (2) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業
- (3) 自発的健康診断受診支援助成金事業

(法人名) 高齢・障害者雇用支援機構

- (4) 障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

評価者のコメント

(1) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)

- 省内仕分けで47センターを1/3程度に集約化すること。
- 産業医の重要性は認めるが、地域の開業医制度も充実しているので、国の産業保健推進センターは47センターを1/3に削減するついでに全廃も視野に入れて行うこと。
- 相談と研修の必要性はあるが、実施方法は1/3程度以上への徹底的集約化を図るべき。
- 家賃の節約。6~7カ所に減らせる。3年以内に改革実施。
- 地域産業保健センター等、他の機関との連携を強め、より効率的な運営を実施する。さらには、国・地方を含めた全体的な統合(機能・組織)が求められるのではないか。

- 地域産業保健センターの方が拠点も多いことから、ここに統合することで全体のコスト削減ができると思われる。
- センターは1つでいいのでは。
- この法人が実施している研修等の事業には一定の意義が認められるものの、ハード(施設)は必要ではない。一般競争入札を行うべき。
- 機能(相談・研修)は維持しつつ、ハードは大胆に廃止する。どうしても必要なら、労基局、医師会等に委託する。
- 地域産業保健センターとの連携で対応できる。予算半分に縮減。
- 改革案は認めるが、さらに合理化必要。
- 事業所のみならず人員(事務職員)も減らすべきだ。
- 独法はデータの集約、研修内容の管理、調査等のみ行う。地域・職域においては、医師会・地域産業保健センターで行う。
- 財団法人労災サポートセンターと統合。
- 地域の特性などを踏まえると、全国画一的に実施する必要はない。

(2) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業)

(厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した)

(3) 労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務(自発的健康診断受診支援助成金事業)

- たったの2,226人(年間)の利用実績しかない事業であり、早急に廃止すべきである。
- 効果がないと判断できる(全深夜労働者に占める割合が少なすぎる)。深夜労働者だけに対する支援ということに合理性がない。
- 事業の利用者2,200人の診断結果を把握せずにアンケートによる事業の満足度調査結果しかないということは、国費を投入した事業の継続に値しない。
- 対象となる深夜労働者数に比してあまりにも受診者が少ない。実績数も落ちているので事業として成立していない。廃止した後に法の趣旨に基づき新たな事業として企画すべき。
- 規模の面等から見て意味がない。
- 対象者が減ってきており、職場の検診等で対応できる。この事業をやるための人件費がかかっている。
- 公益とは言えない。
- 一度廃止して効果など検証した方がよい。
- 補助金以外の別の政策手法を検討する。

- 財団法人労災サポートセンターと統合。
- 労働者の勤務状況が悪化していることに鑑みれば、むしろ地域で事業を強化すべき。
- 雇用主が支払うべき。
- きめ細かくニーズに対応するためには、地方自治体で実施すべき。
- 労働者の一部への小規模事業であり、実施は自治体に規模等を含め委ねるべき。
- 深夜業の従事者の健康診断はあった方が良いが、ニーズが減っているので縮減。

(4)障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

- 間接事業費(人件費・管理部門、家賃等)削減。竹芝オフィスは即刻返却。
- 機構側も説明しているとおり、仕事ごとに民間ができるもの、自治体がすべきものがある。こうした仕事の分担を早期に行い発表すべき。
- 制度の進展によって企業等の雇用主への事業移管を進めれば、専門的機関としてスリム化、高度化できる(直接実施よりもコーディネート機能への転換を目指す。)
- 無駄な設備の整理・統合、不要な事業の整理・統合を数年以内に実施。
- 施設費を削減すべき。
- センターの集約化。東京本部の幕張本部への集約化に伴い一般会計へ返納。
- 雇用支援機構の千葉本部へ毎日出勤出来ない理事長は直ちに交代してもらい、竹芝事務所は廃止する。高齢者・障害者の職業指導は、重要であるが、ハローワークとの切り分け、共同事業化について理事長のリーダーシップが求められる。
- 厚労省からの独立性を確保し、理事長のガバナンスを強化。
- 事業によってはすでに民間・NPOで展開が進んでおり、今後はその支援をさらに進めていくべきで、独法としては縮小。
- 独法自体の効率化・スリム化の余地もまだ大きい。
- 地域の支援センターやハローワークとの連携を強化すべき。
- センター毎の配分基準を明確にし、公開すべき。
- 施設の統合・組織のスリム化等により、コスト縮減を図り事業費として活用すべき。
- 予算の選択と集中が必要。
- 事業内容は評価するが、施設が過大で維持コストが大きい。
- 財団法人労災サポートセンターとの統合。
- 重要な事業ではあるが、独法で実施する体制もなく、かつその必然性は認められない。自ら実施する必要のある困難ケースに特化するなど、事業の見直しが必要と考える。

- 華美なセンターから不要な美術品・備品は換価の上、国庫返納すべき。
- 各都道府県協会などへの資金配分をこの独法がやる意義はわからない。地方自治体で地域に根づいた支援ができる。そのための補助金(交付金)は出す。千葉本部は、施設コストがかかりすぎている。不要な資産を返納すべき。
- この法人が行わなければならないという理由が取り立てて認められない。

WGの評価結果

(1)労働者健康福祉機構 産業保健推進センター業務 (助成金事業を除く)

当該法人が実施し、事業規模は縮減
省内仕分け結果1/3縮減に
とられない更なる削減を求める

<対象事業>

- ・廃止 2名
- ・事業の実施は各自自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・他の法人で実施 2名(事業規模 縮減 2名)
- ・当該法人が実施 11名(事業規模 縮減 11名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・不要資産の国庫返納 1名
- ・事業主体の一元化 1名
- ・特定法人と継続的な取引関係の見直し 1名
- ・ガバナンスの強化 4名

(2)小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業 事業の廃止 (厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した)

(3) 自発的健康診断受診支援助成金事業

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 4名
- ・ 当該法人が実施 1名（事業規模 縮減 1名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ その他 1名

(4) 障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)

当該法人が実施し、事業規模は縮減

加えて美術品等、不要資産を売却

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 3名
- ・ 他の法人で実施
（事業規模縮減 1名）
- ・ 当該法人が実施
（事業規模縮減 8名、現状維持 3名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 6名
- ・ ガバナンスの強化 5名
- ・ その他 1名

とりまとめコメント

労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)については、11人が当該法人が実施すると判断しているが、その全

てが事業規模の縮減を求めるというものである。

センターを1/3程度に集約という、厚労省内の事業仕分けでの方針が示されているが、それ程度又はそれ以上の縮減を求めるというコメントもあり、是非前向きに検討いただき、更なるコストダウンを目指していただきたい。

労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(自発的健康診断受診支援助成金事業)については、事業の廃止を求めるというのが圧倒的に多く11人である。これについては、ニーズが大変減っていること、また、自治体でできるところもあるという指摘もある。これについては、事業の廃止を求める。

高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)については、大変多くの評価者(11名)が当該法人が実施するという結論を出しているが、事業規模の縮減が8名となっている。これは、重要な事業であるが、非常に高コスト体質であるということ、そして様々な美術品や不要資産については返納を検討すべきではないかということである。

※ なお、労働者健康福祉機構の産業保健推進センター業務(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業)については、厚生労働省の当該事業を廃止する方針を確認した。

ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1) 福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施の方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは37日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに2年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないが、融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失敗を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2) 医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施の方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- 民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかりすぎるとの声もあり。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- 必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- 現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- 医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- 民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- 診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- 高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- 年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- そもそも法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのなら、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1)福祉貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・廃止 1名
- ・他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 2名、現状維持 3名、拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

効率化などに努めることを前提に、

当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
（事業規模縮減 1名、現状維持 4名、拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・ 当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勧奨してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということも付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもってほしい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-1

(項目名) 労働行政担当職員研修、労働政策研究等

(法人名) 労働政策研究・研修機構

(1) 労働行政担当職員研修(労働大学校)

(2) 労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)

(3) 成果普及等

評価者のコメント

(1)労働行政担当職員研修(労働大学校)

- 研修のためのホテル施設を独法が保有する必要はないのではないか。
- そもそも、国が職業紹介等の事業を行う必要は薄れているのではないか。それ故、研修の必要性もないのではないか。
- 宿泊棟を含む施設を廃止・売却する。
- 研修は他の国の施設の活用や、地方での実施など見直すべき。
- 大学校のハードは不要。
- 研修内容見直し、地方中心の研修にする。重要研修は、省直轄で実施。
- 職員研修機関に対して「労働大学校」の冠を付けておく必要はない。実務機関の実態に即して「労働研修センター」のような名称に改めると同時に、箱物の処分を考慮して身軽になった方がよい研修成果が望める。
- 研修内容と期待する効果は国が労働行政として責任を持つべき。その上で、最適な研修方法(中央・地方、専門と一般、対面とメディアなど)を組み合わせ、必要に応じてアウトソーシングすれば、広大な研修施設は不要となる。
- 行政の研修は国で行うべき。ただし、研修方法・施設は全面的に見直す必要がある。

- 地方に出向いて実施するもの、民間で実施してもらうものを、全体の研修を見直す中で明確にする。研修のための施設は売却を検討してよいのではないかと。国の他の研修施設の利用が充分可能なはずである。施設利用が自己目的化しているように見える。
- 広大な敷地・建物を所有する必要性について、合理的な説明がない。研修講師の出張で足りる。
- 人件費が高い。
- 地方でできる研修もあると思うので、労働大学校の施設は他省庁と共有して中央で行うべき研修のみ実施すればよい。
- 研修の内容とコストに応じて地方での研修、インターネット、中央での実施を検討し、トータルでもっとも効率的、効果的な方法をとる。
- 建物があること・建物を利用することを前提として研修の行い方を変えるべき。
- 効果測定の方法を設ける。
- 公務員研修を独法としてハコモノで実施すると、宿泊研修ありきで研修内容の柔軟性を欠きやすい。研修内容を分けて、中央に集めて行うもの、講師が地方に出向くもの、インターネットやDVDを用いるものと多様に再検討すべき。
- 研修事業は、独法ではなく国で行い、宿泊研修は減少すべき。
- 座学とロールプレイを区別し、座学については基礎内容はDVDで配る。制度変更等のスピード重視のものは、ネット授業とする。ロールプレイについては地域ごとに講師を育成して地域ごとに実施する。
- 設備は売却、不要資産は国庫返納。アンケートは職員ではなくハローワークの利用者から取るべき。
- 研修内容を見直し、中央で必ずやるものと地方で行うものを峻別すべき。
- 20名で2億8百万円の人件費(退職金含まず)、ラスパイレス105、人件費を削減すべき。
- 自分たちの職員の個別の能力の研鑽のために研修を受ける本人の負担ではなく別に税金をどんどん使ってもいい、という考え方が当たり前とする認識は納税者の理解を超えたものである。
- 自己研鑽は、通常の業務の範囲内である。厚労省職員の研修なのだから、厚労省が研修料を支払うべき。
- 研修は重要だし必要だが、労働大学校をコストをかけて維持管理するよりも、出前講座やホテル、会議等を活用して行えばよい。
- 研修は必要だが、実施体制が問題。
- コストをさらに削減。

(2)労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)
(3)成果普及等

- キャリアマトリックス、ガイダンスツールに関しては、民間の方がすぐれており、事業を継続させる必要性はない。
- 職業分類ならびに成果普及についてはコストの縮減、効率化が求められる。
- 独法の自主性を高めるべき。厚労省の指示で研究しているのでは発展性がない。キャリアガイダンスツールについては、地域の実態を理解している地方や、民間に任せの方がよい。
- 独立行政法人の独立性がなく、厚労省の指示に基づき下請機関として存在していることが明らかになった。民間の職業情報に比べて見劣りするキャリアガイダンスのツールと成果普及は、国費を投入してまで存続する必要性は認められない。
- キャリアガイダンスは廃止。賞金は不要。現役出向については、中立性の観点から縮小・廃止すべき。
- キャリアマトリックスはすでに一応の完成を見ており、公開すれば足りる。キャリアガイダンスツールについては、本当のインフラ部分に絞って実施。民間でできるものは廃止。
- 労働政策研究の重要性は理解するが、本来の中立的な研究に特化すべきで、キャリアマトリックスや職業情報などは、独法の機構で行う必要は乏しい。職業情報の分野は、基本的に民間に任せ、国が補完すべきことがあると判断すれば、国自身(ハローワーク等を含め)が行うべき。
- 民間の事業が充実してきており、機構しか担えないものは何か再検討することが不可欠。
- 民間の力に任せるべき。
- 民間で十分対応できる(大学やシンクタンク等)。どうしてもこの独法でやる必要性は感じない。
- 当該事業については、職業分類のみに限定する。
- 進路指導、職業(キャリア)分類などの研究とその成果による普及は分けて考えるべき。成果普及は民間の方がノウハウの蓄積がある(「13才のハローワーク」は村上氏のオリジナリティが効果的に活かされたもの)。独法は研究に特化し、その活用は国が責任を持つべき。
- 自分たちのかかえる医師の偏在や看護師不足を改善すべく、この独法の研究成果が機能している様子はない。
- 表彰は残してよいが、賞金を税金(運営交付金)から出すべきではない。
- 厚生労働省が直接実施している研究以外は独法でなくとも民間ベースで実施がなされると考えられる。

- 国の直轄でできる業務についても本省と重複しているものがある(労働行政に必要なものであれば本省で行うべき)。
- 民間の情報提供が進んでいる中、キャリアガイダンス等職業情報の提供を国費を使って行う必要性は低下。

WGの評価結果

(1)労働行政担当職員研修(労働大学校)

不要資産を売却し、事業規模は縮減した上で、国が実施

<対象事業>

- ・ 廃止 2名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定(現状維持 1名)
- ・ 国等が実施(事業規模縮減 7名、現状維持 1名)
- ・ 当該法人が実施(事業規模縮減 6名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 7名
- ・ 事業主体の一元化 2名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 3名

(2)労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)

(3)成果普及等

事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 8名
- ・ 事業の実施は各自自治体／民間の判断に任せる 3名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定
(事業規模縮減1名)
- ・ 国等が実施
(事業規模縮減 2名)
- ・ 当該法人が実施
(事業規模縮減 3名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名
- ・ その他 1名

とりまとめコメント

労働行政担当職員研修(労働大学校)については、結論としては、国が実施、事業規模は縮減としたい。

広大な土地建物については、不要資産の売却、国庫返納に努めること。

更には研修内容の見直しで、中央・地方、特に地方でできるものももっとないのかといった観点も是非検討していただきたい。その他、厳しい意見であるが、建物がありきで研修内容が決まっているのではないかということも言われているので、是非、効率的な運営に努めていただきたい。

労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)、成果普及等については、結論としては、事業の廃止ということで判定したい。様々な意見があるが、とりわけ、民間の方が総じて優れたノウハウをもっているという意見が多い。そういう意味で、一定の役割は終えたのではないか。

ガバナンスの強化についても若干触れたいが、中立性が求められる一方で、常にこの独法の開設以来、現役出向の方が独法の中核におり、

今回公募ではあるが理事について元局長の方がいる。独立性というのがどこにあるのか疑義もあるので、独立性を高めていただくように是非お願いしたい。

また、労働関係図書表彰について、税金を使って賞金を出すことは必要ない。

ワーキンググループB

(事業番号) B-5

(項目名) 病院事業

(法人名) 国立病院機構

(1) 診療事業

(法人名) 労働者健康福祉機構

(2) 労災病院の設置・運営

評価者のコメント

(1) 診療事業

- 国庫負担額をゼロにすべきである。
- 事務職員のラスパレス指数 97.3 は職員の学歴・経歴構成を考えると、国家公務員に比べて明らかに高いので、2割程度削減すべきである。医療スタッフは非公務員化の達成により待遇改善してさらに良質の地域医療の担い手として存続することが求められる。
- 理事長のガバナンスを強化して、厚労省から独立性を確保する。
- ブロック事務所と本部経費(34億円)を縮減(1/3程度)する。本部経費のための各病院からの3%徴収を見直すべき。非公務員化の実現については、厚労省から出向している職員のガバナンスを強化し効率化する。随意契約、ファミリー企業との関係の徹底見直し。
- 非公務員化。本部経費の削減(ブロック事務所の廃止、本部経費の削減)。地域連携を進めるべき(病床利用率UP)。
- 非公務員化のメリット・デメリットを明確にした上、具体的な移行スキームを明らかにすべき。また、地域の公的病院との統廃合など国立病院のあり方について検討すべき。
- 本部、地域ブロックの経費の削減に努めるべき。その点において事業規模を縮減。
- 非公務員化する際に、厚労省の出向者がそのまま継続することのない様な対応が必要。国立病院の地域医療の中での役割をさらに明確にいただきたい。
- 間接部門の合理化・効率化はまだ余地がある。医師、ナース等の待遇改善を計る必要がある。労災病院・地域の公立病院との経営統合も検討すべき。
- 国立病院はどうあるべきか。地域の医師不足問題にどう関わるか考えて欲しい。

- 本部とブロックの機能の合理化を図るべき(機能についての十分な説明はなかった)。また、本部等に厚労省の役人が必要(研修を兼ねて)というが、財務・人事部門に受け入れると独立が阻害される。
- 経費削減により医療体制の充実を図るべき。地域医療の中で役割分担強化すべき。
- 非公務員化すべし。収益を確保しながら医療スタッフを拡充。政策コスト分析を活用して将来の経営・財務についての見通しを立てつつ経営を改善。特定の疾病に対する補助金だけとし、運営費交付金を縮減。
- 非公務員化は単に形だけ行うのではなく、厚労省への人材の戻しと民間並の賃金での事務員採用を行うべき。これを徹底して初めて本格的なコスト削減ができる。
- 病床利用率3年連続70%切ったら病床削減。民間病院に払い下げる。

(2) 労災病院の設置運営

- 労災病院だけが労災医療をやっているわけではない。労災病院の使命は現在はない。
- 実質は通常の病院である。さらにガバナンスがきわめて低いレベルにとどまっている。このことに徹すれば経営主体自体を民営化して、明確なガバナンスをすべき。じん肺等のケアについては目的ごとに補助を考えるべき。
- 地域医療体制の中で、再編して機能充実すべき。
- 法人のあり方に問題がある。労災の部分は非常に少ないので、一般病院として、政策医療の部分は一定の税金投入という枠組みをつくるべきではないか。情報開示も十分でなく、病床利用率も低い。法人の抜本的改革が必要。
- 健全な経営がなされていない。国立病院機構等との経営統合など、国としての総合的な医療体制を検討すべき。労災に特化する必然性もなくなっている。
- 労災医療も政策医療のひとつと考えれば、国立病院機構への統合・廃合。他の公的病院との統合も含め根本的な見直しが必要。
- 労災病院を特化する必要は低下していると考える。国立病院も含めて役割を再整理していく必要がある。
- 国立病院と統合する等、労災に特化せずに全国の病院ネットワークに組み込んだら良いのではないか。
- 廃止統合の効果が出ればさらに事業規模の縮減を進める。理事長のガバナンスの強化により国から独立を確保する。
- 労災病院はアスベスト疾患とメンタルヘルス、過労死等の拠点であることは認めるが、民間病院でも労災認定は容易に行える現状から存在意義を再構築する必要がある。労災に特化して経営改善が出来なければ、「労災」を冠にする意義は薄れる。これらを国民に対して正確に情

報開示することが求められる。

●労災疾病以外の一般患者が95%を占めている。労災病院内のネットワークでの経営改革にとどまらず地域医療全体の存続の観点から、他の公立・公的病院との連携・再編・ネットワーク化を図るべき。

●債務超過の病院は民間委譲。

●事業経費の削減。

●地域連携の必要性。

●労災病院間の整理統合。

●労災ならではの高コストは改善が必要。

●「労災」という特定の役割を中心的に捉え、ガバナンスを改革すべき。

WGの評価結果

(1) 診療事業

当該法人が実施し、事業規模は縮減
病院のガバナンスについては抜本の見直し
本部経費縮減、ブロック事務所は廃止を含め
て検討
他の公的病院との再編等についても広く検討

<対象事業>

- ・事業の実施は各自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・当該法人が実施 13名
(事業規模 縮減 7名、現状維持 5名、拡充 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・不要資産の国庫返納 1名
- ・自己収入の拡大 1名
- ・特定法人との継続的な取引関係の見直し 1名

・ガバナンスの強化 7名

(2) 労災病院の設置・運営

当該法人が実施し、事業規模は縮減
病院のガバナンスについては抜本の見直し
他の公的病院との再編等についても広く検討

<対象事業>

- ・廃止 1名
- ・事業の実施は各自治体/民間の判断に任せる 2名
- ・国が実施機関を競争的に決定 1名 (事業規模 現状維持 1名)
- ・他の法人で実施 4名 (事業規模 縮減 2名、現状維持 2名)
- ・当該法人が実施 6名 (事業規模 縮減 4名、現状維持 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・事業主体の一元化 2名
- ・自己収入の拡大 2名
- ・ガバナンスの強化 7名

とりまとめコメント

国立病院機構の診療事業については、13人の評価者が、当該法人が実施すると判定しており、これをWGの結論とさせていただく。13人のうち7名が事業規模は縮減としているので、これを実施していただきたい。ガバナンスの評価を見直すべきという意見も7名あり、ガバナンスについてさまざまな議論があつたのでそれも踏まえて改革を行っていただきたい。

非公務員化についてもさまざまな議論があつたが、特に、非公務員化の際に、厚労省の出向者がそのまま継続することのないような対応について是非検討していただきたい。

さらに本部経費の削減、ブロック事務所の削減あるいは廃止も含め見直すべきという意見が出ているので検討をお願いします。

労働者健康福祉機構の、労災病院の設置運営については、当該法

人が実施すべきという意見が6名であり、これを WG としての結論とさせていただきます。6名のうち4名が事業規模を縮減すべきということであり、あわせて結論とさせていただきます。ガバナンスの強化について、さまざまな意見があり、7人が見直し。全体的に病院再編やコンソーシアムの議論がございましたのでそれも踏まえて改革をお示しいただきたい。

ガバナンスが極めて低いという意見が多数あり、地域医療再編の中で機能強化を目指すべきという意見も出ていたので、それも踏まえていただきたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-14

(項目名) 審査関連業務、安全対策

(法人名) 医薬品医療機器総合機構

(1) 審査関連業務(医薬品・医療機器)

(2) 安全対策業務

評価者のコメント

(1) 審査関連業務(医薬品・医療機器)

- 厚労省からの出向者が多い上、主要ポストに多数在籍している。こうした点から独法としてのガバナンス・責任の所在が不明確である。3年以内に出向者を“0”にし、自立(自律)し、独法の主体性を確保する。その上で“FDA”など、国際的なレベルを目標にする。
- 医薬品・医療機器の審査という極めて重要な任務を担っているため、独立性・中立性が必要。申請企業からの十分な距離・中立性を確保するのは当然だが、厚労省からの出向者が独法の主要ポストに着くシステムでは、独法の本来の意義が発揮できない。審査体制・審査基準の定め方について、厚労省は、独法の良さを出せるように工夫すべきで、その点での連携を中心にすべき。
- 審査体制の改善が急務。
- 組織の抜本的改革が必要。現役出向の全廃を求める。審査官は PhD の資格が必要。部長は NEJMC(New England Journal of Medicine)に論文掲載できる力量が必要。国際共同治験機構の早期発足。
- 人員増加のみならず、審査のあり方(外国承認薬の特別扱い等)検討すべき。医療機器、特に「後発医療機器」の審査が高額。不便なところを改善すべき。
- 厚労省と PMDA の役割を明確化、とりわけ、現役出向者を計画的に削減する。優秀な人材を確保できるよう、給与水準、利益相反規定を見直す。審査手数料の見直し(製薬会社の負担増)。医療機器の第三者認証の見直し。
- 厚労省との役割分担、人事関係をより明確にすべし。
- 人材を広く登用(製薬、医療機器)し常に社会にコメントする、饒舌な機関であってほしい。

- 政策立案者の所在が分からなくなる厚生労働省からの出向者が、政策の結果の評価を行う機能をもつ機構の重要ポストに多数存在するのは、機能分担が不明瞭になるだけでなく、責任の所在が分からなくなる。また、出向者が多いことはプロパーのモラルを低下させる原因となる。非常に重要な仕事なので細部にわたるガバナンスの強化のための方法を検討すべき。
- 機構の独自性・効率性を高めるとともに体制の充実に国が責任をもつ必要がある。
- 現行のように厚生労働省からの出向が多いと(特に管理職)、役所的体質は変わらない。独立した審査機関になるべきである。
- 今後も医療に対し財政資金の大量投入が予想される。PMDA の役割、事業規模も拡大するため、より透明性・説明責任を高めなければならない。
- 独法の主体性、独立性が不十分。職員 599 人中 120 人が厚生労働省出向者。管理職 6 人中 2 人が厚生労働省出向者。お役所的な風土になっているのではないかと。優秀な職員が集まりにくい現状改善、ドラッグラグの解消のために予算や人員を集中すべき。
- 日本の医療水準を向上させ、更に医療市場を成長させるためには、PMDA も FDA 並以上の水準(スピード、信頼性、コスト)を確保しなければならない。そして、そのための最も重要な方策は FDA と競争させる中で PMDA をきたえるべきである。従って FDA への申請も認めるべき。
- 医薬品、医療機器の審査は国が責任を持って行う。医療制度そのものの抜本的見直しが必要。
- ドラッグラグの問題は人、資金両方の問題。職員の部長クラス以上が厚生労働省の出向なら、国に業務を戻してはどうか。

(2)安全対策業務

- 審査で足りない安全対策が必要であればチェック&バランスの意味でも別法人にすべきではないか。
- 安全に非競争的な組織を内部から強くしていくのは極めて難しい。FDA、EMA と競争させながら、しばらくは政府としても全力で競争力強化の支援をすべきである。
- 副作用情報は、厚生労働省にも入るので、情報の一元化、責任の所在の明確化が必要。安全対策の人員増員をしても、制度上責任は国あるため、独法側での責任体制はとりにくい。連携をとるために厚生労働省から多数の職員が出向しているとすれば、独法の形をとることの合理性が疑われる。審査業務との連携は別の形をとることも可能。
- 厚生労働省サイドと独法サイドと「二元性」とならないよう役割を明確にする。そうした意味でも厚生労働省からの出向は「0」にすべき。
- 企業との関係を見直す。公正・中立性の担保。
- 副作用情報等のより迅速な提供と責任の明確化の徹底。

- 独法であるにもかかわらず、厚生労働省出身の管理職が多い。独立性を外見的にも高める制度改革が必要。
- 現役出向者制度は廃止する。
- 理事等(事務系)、監事、事務系OBやめる(プロパーの技術者)。組織運営マネジメント役の廃止。
- 厚生労働省との役割分担、人事関係を明確にすべし。
- 様々な事象について社会に開かれた饒舌な機関であってほしい。
- 審査の充実とともに、安全対策は非常に重要。まず、現状でできるだけの情報公開をすべき。企業への過度の依存を見直すべき。
- 外部の目による徹底した評価の仕組みも強化する必要がある。
- 安全対策は重要であり、ガバナンスの強化、情報公開を徹底、強化する必要がある。

WGの評価結果

(1)審査関連業務(医薬品・医療機器)

当該法人が実施し、事業規模は拡充
出向の在り方の問題を含め、ガバナンスの
抜本的改革・強化

<対象事業>

- ・他の法人でも実施(FDA等でも実施を認める) 1名(事業規模 拡充 1名)
- ・国等が実施 2名(事業規模 拡充 2名)
- ・当該法人が実施 13名(事業規模 現状維持 5名、拡充 8名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・自己収入の拡大 1名
- ・ガバナンスの強化 13名
- ・その他 1名

(2)安全対策業務

当該法人が実施し、事業規模は拡充
ガバナンスの抜本的改革・強化

<対象事業>

- ・他の法人で実施 2名（事業規模 現状維持 1名、拡充 1名）
- ・国等が実施 2名（事業規模 現状維持 2名）
- ・当該法人が実施 12名（事業規模 現状維持 5名、拡充 7名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ガバナンスの強化 11名

とりまとめコメント

医薬品・医療機器分野は、国民の命・安全を守る重要な分野であることを考慮して、より良い業務を行っていただきたい。

（審査関連業務（医薬品・医療機器））

当WGとしては、当該法人が実施し、事業規模は拡充との結論とする。

国民からの要請もあり、事業規模は拡充とする。ガバナンスの強化が重要である。国民的な疑問の呈されている厚生労働省からの現役出向を計画的に解消し、独立性の担保をしっかりとっていただきたい。優秀な人材をどうやって確保していくのかを、真摯に議論していただきたい。

また、医薬品と医療機器が薬事法の中で規制されているということで、手数料が全体として高額になるとの指摘もあり、医療分野を成長戦略として捉える中で障碍になっていないか、という指摘もある。

（安全対策業務）

当WGとしては、当該法人が実施し、事業規模は拡充との結論とする。

ガバナンスの強化を抜本的に求めていきたい。

ワーキンググループB

（事業番号） B-13

（項目名） 基盤的技術研究等

（法人名） 医薬基盤研究所

(1) 基盤的技術研究

(2) 生物資源研究

(3) 基礎研究推進事業

(4) 実用化研究支援事業

(5) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

評価者のコメント

(1) 基盤的技術研究

(2) 生物資源研究

●（財）ヒューマンサイエンス振興財団（HS 財団）との関係を整理し、再構築すべき。

●民間の製薬会社等と競合する分野は研究から撤退し、希少疾病用医薬品研究に重点化すべき。その上で小さな独立行政法人として研究者を抱えて行う必要性を再検討すべき。運営費交付金によって自ら研究している職員が他から競争的資金をとって別の研究をする仕組みは理解しにくい。そうであれば、運営費交付金を減らすべき。出資金の国庫返納。

●他法人、企業で行われている研究との関係を再検討し、研究所でやらなければならない研究にさらに重点化していく必要がある。

●他の研究機関と統合するか、民間に実施の判断を任せられることができる。この独法が実施する必要性は認められない。HS 財団との関係も速やかに解消すべき。

●HS 財団への生物資源の提供は直ちに内製化するか、HS 財団のこの事業の売上と利益を図

り、適切な利益を上げるべき。基盤的技術研究については、市場原理が働かない希少疾病用に特化すべき。HS 財団の役割が不明瞭であり、資金の流れを整理すべき。

●HS 財団を通さない形で生物資源研究を行う。基盤的技術研究について HS 財団との統合を進める。研究所から財団へ渡る資金もあれば財団から研究所へ渡る資金もある状況は解消すべきである。

●何のための研究所かがよくわからない。自前の研究予算は約 30 億円、ファンディングが 80 億円。関係する公益法人との関係が不透明で、研究者がいない財団に「橋渡し」のために 13 億円を出し、また、この当該財団からの資金を得て研究を行っていることもわかりづらい構造となっている。自己収入が 3 割、国費が 7 割、本来もつと自己収入があるべきではないか。

●新たな研究開発法人制度のもとで研究のあり方を含めて抜本的に見直す。HS 財団との取引は、抜本的に見直す。

●HS 財団との重複が多い。HS 財団への科研費交付を廃止すべき。「橋渡し」支援の意義が不明。民間で可能であり、国費を使うべきではない。民間企業の参入が少ないと思われる希少疾病用医薬品研究を除き、できるだけ早く廃止。

●HS 財団とこの独法は、どちらが独法なのかかわからない。HS 財団からこの独法が競争的資金を受けている関係はおかしい。

●「橋渡し」機能としてはあまりにも分野が広い。機能を絞り、効果判定を明確にすべき。

●基盤研究とはいえ、製薬産業全体の市場規模から見て小さすぎる。もし本当に創薬に結びつくのであれば、製薬会社から外部資金を導入すべきである。意義を認めるのは難しい。

●独法自らの研究については、その「創薬の共通基盤の整備」のスケールとの比較で成果が上がるとは考えづらい。橋渡し支援としては FA にウェイトをシフトすべき。

●そもそも製薬業界に超えられない死の谷があるのか疑わしい。ワクチンなど例外的に死の谷があるのであれば、それに限ってコンソーシアムに補助を出せばよい。

●国費から研究資金の環(灌)流が生じているようで、生じている事象の理解すら不能な状況にあり、抜本的なガバナンスの強化が必要。

●(独)国立健康・栄養研究所との統合については、異質な法人であり統合は好ましくなく、22 年度中の廃止が相当。民間、大学健康学部・栄養学部に全面的に委託すべきである。

(3) 基礎研究推進事業

(5) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

●HS 財団との関係を整理し、事業を再構築すべき。

●大学向けは科研その他と統合すべき。製薬会社向けは不要。希少疾病等は国が責任をもって実施すべき。預金等は返納すべき。

●厚労省の出向者がマッチングしているのなら、国に戻した方がよい。

●国が外部評価委員会の下で決定。本独法における基礎研究推進事業は速やかに廃止すべき。

●研究資金を配分するために独立行政法人の形をとる必要は乏しいのではないか。希少疾病に特化することを含め、本省の政策として配分すべき。独立行政法人を関与させることによって効率性が上がると思われぬ。

●政府出資金の返納。

●ファンディングについても政策的に希少疾病に特化すべきだが、厚労省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば、この独法が行う合理性はない。

●筑波の総務部・研究部は、大阪に統合すべきである。阪大の附属を考えるべきである。ナショナルセンターとの一体的運営を進めるべきである。職員 82 名は小規模すぎる。

●分野を限定し、科研費補助事業とすべき。

●厚労省現役出向者が関与していることや、独法が自ら実施すべき必要性の説明がないことから、国が実施すればよいと思われる。

●本省からの出向者が 3 人いる。この 3 人を含んだ 6 人がファンディング先を決める評価者 100 人を選定し理事長が決めている。この独法は独立性が薄い。新たな研究開発法人でやることも含めて組織形態全体を見直す。

●基礎研究推進事業は廃止。希少疾病用医薬品等開発にのみ特化。

●厚生労働省からの独立性を高めるべきである。現役出向、天下りを返しガバナンスを強化する。出向者が返せないのであれば独法としてのあり方を考え直す。

●ファンディング機能については、新たな研究開発法人制度のもとであり方を抜本的に見直す。不要資産を国庫に返納。

●希少疾病用研究開発支援が公明正大な過程で行われるようガバナンスを強化していただきたい。

(4) 実用化研究支援事業

●スキームとしてすでに機能していないので、直ちに廃止し、必要とあれば新たなスキームを検討する。

●直ちに廃止する。

- 省内仕分けが甘い。直ちに廃止すべき。
- 即時損失計上すべきではないか。
- 運営費交付金で運営することにし、有価証券など余剰金を返納する。できるだけ速やかに廃止する。
- 政府出資金の早期返納。
- 国も独法も実施すべき必然性が認められない。可能な限り回収し、速やかに独法の事業としては廃止すべき。
- 54億円の繰越欠損金。売上実績ゼロ。新規事業の募集停止している。こうしたことから廃止すべき。
- 全体の戦略がはっきり説明できていない。
- ベンチャー支援は各省庁に点在しているものをまとめてはどうか。ベンチャー支援の仕組みがしっかりしていない。
- ベンチャー支援の枠組みは、厚労省の他の部署や、他省にもあり、この独法で行う必要性は乏しい。早急に事業を廃止すべき。
- IRR(内部収益率)さえ説明できない収益配分付委託は理解できない。いったん損切りをして、成果の上がる仕組みを構築できたら再度事業として事業費を請求すべき。
- 可能な限り速やかに廃止すべき。
- 新たにこの事業を設けて支援を行う必要性に乏しい。支援対象の選定の基準が不透明ではないか。
- 速やかに廃止することが必要。
- 厚生労働省の「改革案」について、余剰資産などの売却▲1.8億円は不十分。統合予定の(独)国立健康・栄養研究所(国立感染症研究所の柏などへの移転)により跡地売却50億円以上、不要資産売却すべきである。

WGの評価結果

- (1)基盤的技術研究
 - (2)生物資源研究
- 事業規模は縮減

当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・廃止 5名
- ・事業の実施は各自治体/民間の判断に任せる 1名
- ・当該法人が実施 10名
(事業規模 縮減 7名、現状維持 3名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・不要資産の国庫返納 1名
- ・事業主体の一元化 6名
- ・特定法人との継続的な取引関係の見直し 7名
- ・ガバナンスの強化 6名

(3)基礎研究推進事業

(5)希少疾病用医薬品等開発振興事業

国等が実施し、事業規模は現状維持
当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該独法が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し

<対象事業>

- ・ 廃止 2名
- ・ 他の法人で実施 1名
（事業規模 縮減 1名）
- ・ 国等が実施 8名
（事業規模 縮減 4名、現状維持 4名）
- ・ 当該法人が実施 5名
（事業規模 縮減 3名、現状維持 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 3名
- ・ 事業主体の一元化 3名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 1名
- ・ ガバナンスの強化 5名
- ・ その他 1名

(4)実用化研究支援事業

事業の廃止

(不要資産については速やかに国庫返納)

<対象事業>

- ・ 廃止 14名
- ・ 事業の実施は各自自治体／民間の判断に任せる 1名
- ・ 当該法人が実施 1名
（事業規模 縮減 1名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 5名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

全体の議論を通して、厚労省と当該独法との関係が非常に不明確で、二元的

なあり方が浮き彫りになった。とりわけ厚労省のリーダーシップ、厚労省としての考え方が見えない。国としてどうするのか、きっちり議論を再構築していただきたい。

基盤的技術研究、生物資源研究については、当該法人が実施が10名で、うち7名が事業規模の縮減であったことから、結論としては、事業規模を縮減して、当該法人が実施することとしたい。

見直しに関する意見として多く出されたのが、何と云っても特定法人と当該独法の関係の見直しである。(財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)との関係を整理して事業を再構築すべきだとの意見が多く出されている。

それから事業主体の一元化、ガバナンスの強化を求める評価者がそれぞれ6名であった。小さな独法として、研究者を抱えて事業を行う必要性について、再度検討してほしい。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業に重点化すべきではないか、という意見も出されているので、これも含めて議論願いたい。

この独法で研究を続けていくのがいいのか、新たな組織を再構築していくことがふさわしいのではないかと意見もあるので、事業主体の一元化という視点での見直しも願います。

基礎研究推進事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業については、8名が国等が実施すべきとの評価であったが、うち事業規模について縮減と現状規模がそれぞれ4名ずつであった。結論としては、国等が実施し、事業規模は現状維持としたい。

ただし、ガバナンスの強化を求めている評価者が5名おり、HS財団との関係を整理すべきとの意見が多数出されている。大学向けファンディングについては、科研費等との関係をもう一度見直すとともに、製薬会社向けは不要ではないかとの意見も出されているので、それらを含めて検討していただきたい。また、厳しい意見であるが、厚労省の指定で自動的に助成金が交付されるのであれば本独法が事業を実施する合理性はないのではないかと、との意見も出されているので、こうしたことを含めてガバナンスの強化、事業主体の一元化も検討願いたい。さらに、不要資産(開発振興勘定全体で計25億円)については、できるだけ国庫に返納することを求める。

実用化研究支援事業については、事業の廃止が14名であったことから、結論としては、事業の廃止としたい。不要資産の国庫返納を5名の評価者が求めている

ので、できるだけ速やかに廃止し、国庫に返納できるものは国庫への返納をお願いしたい。今のようなスキームは速やかに廃止すべきだが、必要であれば新しいスキームを再検討していただきたい。

